

# 琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係 外資系企業の取扱い (企業. 職業別 :  
周波数割当) (5)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43473">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43473</a>

外資系企業に対する周波数関係措置方針

秘  
無期限

条約課長

安全保障課長

アメリカ局長

参事官

北米第一課長

沖縄復帰に伴う外資系企業に対する  
周波数割当措置方針について

46. 4. 14  
北米第一課

14日郵政省奥山沖縄対策室長は当課を来訪  
し、かねてより貴方より照会中の本件について、現時

点における同省の措置方針に関する創案の  
資料を提示し、概略次のとおり説明した。

(途中、森本聴取)

### 1. 措置方針

郵政省では昨年来外資省より入手した沖縄

外資系企業に対する周波数割当に関する資料  
について、復帰時における取扱い方針を模

討中であつたが、現時点において復帰時の  
暫定措置を講ずる必要があると考へてい

GA-6

外務省  
1104

ものは次のとおりである。なお、また沖縄に  
出張した際、民政省 Dodson 通信部長に

対し、在沖外資系企業の形態、周波数割当運  
用の実態及び無線局の種類等に関する詳

細な資料の提出を依頼して来たが、同資料  
の入手を待つて本件取扱いについて更に検討  
(は関係者比協議の旨)

を加える意向である。特、FIR (1) - (4) に

(1) ARINC (Aeronautical Radio, Inc.)

(1) ATC (航空交通管制) 施設は、復帰時  
運輸者が買取り同省がこれを運用する方

針でその予算的措置を講ずる意向であ  
るので、同施設については電波法第5条  
(半信譯 松田事務官より確認済)

についての暫定措置は必要ないと思つて  
但し、同設備自体の技術水準が無線

GA-6

外務省

従事者については、復帰後本土法の規定に合致せしめるまでの間の暫定措置を設  
(一定期間)

けることを考えている。(通信)

(B) ATC以外の航空機の運航管理に

いは、復帰後国際電力公社又は各航空  
会社が運営主体となる予定であるが、

復帰後その運営主体が決定するまでの  
間は、前記(1) 未段と同様の暫定措置

を講ずる考えである。

(2) 琉球水道公社

電波法第5条の欠格事由(外国性の内題)  
に該当しない形(沖縄県営の会社)と改

組される予定であるが、改組の時期は  
復帰後になる可能性があるとので、その

場合は、設備無線従事者につき一定期  
間の暫定措置が必要となると考えている。

(3) 琉球電力公社

在沖縄配電4社と合併し、新企業と  
(復帰後)

なる見込みであると承知している。従って復  
帰後新企業となるまでの間、設備無線従

事者につき一定期間暫定措置を講ずる  
必要がある。

(4) GULF OIL CO.

ESSO STANDARD CO., LTD

復帰後2社は日本企業と提携すると承  
知している。提携までの間前記(3) 未段

の措置が必要である。

(5) その他の企業

復帰後の企業形態、無線局、使用無線設備の技術水準等の実態が不詳である

(民政府に資料請求中)の2、現時点ではそれらについては、暫定措置の必要の有無

は未定である。

又、本件取扱いについての民政府担当官談話

とまに沖縄出張の際、民政府 Gordon 通信部長に面接した際、外資系企業の帰化数取

扱問題につき意見を交換した。同部長は

(1) 現在では必要でない企業に對しても割当

がある。(2) 復帰後の本件取扱いにて外資系企業より陳情を受けず事例はない。(3) 復帰後本

土の法制上外資企業に對し電波法5条の規定が適用されても止めを得ると思える等述べている理由がある。

別添

4/14  
郵政省  
航空課長  
No.

無線復帰に伴う外資系企業に対する  
措置方針

無線局開設者	暫定措置	備考
ARRINC	1 ATC (航空交通管制) 関係施設については、復帰時から運輸省が運用するに とと併せて、法第5条 にのびる(1)の暫定措置を講ず る必要はない。しかし、 施設を設置する関係上 設備の技術基準、無線従 業者等について、一定期間 の暫定措置を講ずる必要 がある。	(国際航空が各航空 の会社) 会社が引き継ぐことに する模様である。
	が決定されているので、	復帰後、運営主体が決

	現行法	
	定まるまでの間、法令5条に	—
	ついて、また設備が、	
	線従事者について一定期間	
	の暫定措置を講ずる必要が	
	認められる。	
23	琉球水道公社	法令5条に該当しない 沖縄県管の公社に
	免許主体に改組する身入	改組が現入みである
	みであるが、改組の時期	
	が復帰後には可能性が、	
	法令5条に設備、無線	
	従業者について、一定期間	
	の暫定措置を講ずる必要	
	がある。	
22	琉球電力公社	現行の在沖縄配電
	同上。	本社への合併し新企業
		設立の身入みである

2 GULF OIL CO.	一定期間の暫定措置 (	非公表情報に基く復帰後、 日本企業と同様
21 ESSO STANDARD LTD	琉球水道公社(同社)を 兼営する必要が生ずる具 込みである。	昨の企業として運営さ れることとなる可能性 が強い。
ヤシロの瀛東企業	復帰後の企業形態、 無線局の種類、使用無線 設備の技術基準等企業 が 不明のため、現時点では 暫定措置の <sup>必要の</sup> 有無を決定し 得ない。	

「注」 暫定措置を講ずる場合であつても、本土の周波数割当  
基準との関係で、現行使用周波数の変更をさせる必要  
を予想される。